



鳥取県土木・建築工事設計単価の公表取扱要領の改正について（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成14年3月1日

管 第 4 0 4 9 号
平成14年3月1日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長

様

土 木 部 長
(公印省略)

鳥取県土木・建築工事設計単価の公表取扱要領の改正について（通知）

平成13年7月11日付管第216号で通知したこのことについて、別添のとおり改正しましたので、貴所属職員へ周知してください。

参考 改正概要

- 名称を「鳥取県土木・建築工事設計単価の公表取扱要領」から「鳥取県土木・建築工事単価表及び基準書公表取扱要領」へ変更する。
- 公表の対象として、県が定めた土木工事標準積算基準書（土木工事標準積算基準書、建設機械等損料算定表、業務関係積算基準及び標準歩掛）を加えた。

鳥取県土木・建築工事単価表及び基準書公表要領

（目的）

第1条 この要領は、入札・契約制度について、鳥取県土木部が発注する土木・建築工事の単価表及び基準書を公表することにより、設計価格算出の透明性を確保し、より一層の競争性・公平性を期することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「単価表」とは、県が土木・建築工事の工用資材の設計単価（資材単価及び複合単価）として定めたもの及び二省連絡協議会（農林水産省、国土交通省）で定めた設計労務単価をいう。

2 この要領において「基準書」とは、土木工事の標準積算基準書として、県が定めたもの（土木工事標準積算基準書、建設機械等損料算定表、業務関係積算基準及び標準歩掛）をいう。

（策定、変更等）

第3条 単価表又は基準書を新たに策定し、又は変更した場合は、その都度、新規又は変更後の単価表又は基準書を公表する。

2 変更後の単価表又は基準書を閲覧に供した時点で、変更前の単価表又は基準書は廃止する。

（公表の方法）

第4条 単価表及び基準書は、土木部管理課、日野総合事務所県土整備局、各土木事務所、鳥取港湾事務所、姫路鳥取線用地事務所及び財団法人鳥取県建設技術センターにおいて閲覧に供する。

2 閲覧を行う部数は、前項の閲覧場所ごとに、単価表にあつてはそれぞれ2部とし、基準書にあつてはそれぞれ1部とする。

3 単価表及び基準書は、閉庁日を除き、午前9時から午後5時までの間、閲覧に供する。

4 単価表又は基準書について変更があつた場合には、変更前の単価表又は基準書の閲覧はできない。

5 前項の閲覧場所においては、単価表又は基準書の内容に関する問い合わせには応じない。

6 単価表及び基準書の写しの交付については、別に定めるところによる。

7 財団法人鳥取県建設技術センターは、単価表及び基準書の写しの交付の方法を定める場合は、鳥取県土木部長に書面により協議し、事前に承諾を得なければならない。

8 単価表については、財団法人鳥取県建設技術センター（建設情報プラザ）のホームページに掲載する。

（単価表及び基準書の管理）

第5条 単価表及び基準書は、前条第1項の閲覧場所を管轄する組織の長（財団法人鳥取県建設技術センターにおいては理事長とする。以下「所属長」という。）が管理することとし、次により取扱わなければならない。

- （1）所属長は、閲覧に関する記録簿を作成し、閲覧の状況を把握しなければならない。
- （2）所属長は、単価表及び基準書の紛失、盗難及び破損がないよう管理するとともに、閲覧に供しなくなった場合は適正に破棄しなければならない。
- （3）所属長は、単価表及び基準書の保管及び閲覧の業務のために管理責任者を置かなければならない。
- （4）所属長は、単価表及び基準書の閲覧を受けた者が当該図書を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらの行為をする恐れがあるときは、当該図書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- （5）財団法人鳥取県建設技術センターは、ホームページに記載している単価表及び基準書のデータ管理を適切に行わなくてはならない。

（営業行為の禁止）

第6条 写しの交付等により得た単価表及び基準書については、専ら本人が利用することとし、それらを複製して営業に利用する等の行為をしてはならない。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、土木部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成8年7月11日から施行する。

この要領は、平成9年5月6日から施行する。

この要領は、平成9年8月1日から施行する。

この要領は、平成13年7月11日から施行する。

この要領は、平成14年3月1日から施行する。

（別紙） 土木工事単価表及び基準書の写しの交付における取扱要領

- 1 単価表及び基準書の複写は、日野総合事務所県土整備局、各土木事務所の入札閲覧室に設置された複写機を使用する。
また財団法人鳥取県建設技術センターにおいても交付を行う。
- 2 複写機の利用料金は、コピーカード（プリペイド方式）により支払うものとし、財団法人鳥取県建設技術センターにおいて購入する。